

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 石 川 修

### 財政援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

#### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査対象 (1)補助金等の名称：①社会福祉協議会補助金  
②地域住民福祉活動推進事業費補助金  
③小地域福祉ネットワーク推進事業補助金  
(2)財政援助団体：社会福祉法人 鯖江市社会福祉協議会  
(3)所 管 課：健康福祉部社会福祉課
- 3 事前調査期間 令和6年12月2日から令和6年12月16日まで
- 4 監査実施日 令和6年12月16日（月）
- 5 監査対象年度 令和5年度
- 6 監査対象事項 補助金等に係る出納その他の事務
- 7 監査の方法および着眼点

監査の実施にあたっては、補助金等に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、次の項目を主な着眼点とし、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

○所管部局関係

- (1)補助金等の決定は法令等に適合しているか。補助金等交付要綱は整備されているか。
- (2)補助金等の交付目的および補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。
- (3)補助金等の額の決定、交付方法、時期、手続等は適正か。補助対象経費は明確か。
- (4)財政的援助が既得権益化していないか。社会情勢に合わせて見直されているか。
- (5)補助金等の効果および条件の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6)財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7)補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しの必要はないか。

○財政援助団体関係

- (1)監事監査が適正に実施されているか。
- (2)事業は交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (3)出納関係帳票の整備、記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4)補助金等に係る収支の会計経理は適正か。会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (5)現金管理、公印の管理等が適切に行われているか。
- (6)精算報告（実績報告）は適正に行われているか。

## 第2 監査対象の概要

### 1 財政援助団体の名称および代表者

名 称	社会福祉法人 鯖江市社会福祉協議会
代 表 者	会長 蓑輪 進一

### 2 補助金の概要

①	補助金の名称	社会福祉協議会補助金
	補助金の額	38,664,000円（令和5年度）
	補助金交付の目的	社会福祉事業の活動を促進し、地域社会の福祉活動の推進を図る。
②	補助金の名称	地域住民福祉活動推進事業費補助金
	補助金の額	6,838,000円（令和5年度）
	補助金交付の目的	地域における住民福祉活動推進体制を整備し、住民の社会福祉に関する理解と関心を高めるためボランティアの開発育成、活動の啓発により福祉活動の促進を図る。
③	補助金の名称	小地域福祉ネットワーク推進事業補助金
	補助金の額	1,500,000円（令和5年度）
	補助金交付の目的	小地域福祉ネットワークの推進を図る。

### 第3 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行状況および所管課の財政援助団体に対する指導状況等について監査を実施した範囲において、一部の指摘事項および改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。

なお、指摘事項および改善を要する事項は次のとおりである。また、その他の留意すべき軽微な事務処理上の事項については口頭にて改善を促した。

#### 1 指摘事項

##### (1) 補助金の実績報告書（収支決算書）の記載誤りについて【財政援助団体・所管課】

- ①法人資金の収支計算における法人運営事業とその他各事業の経費配分の不適合により、補助金の実績報告書（収支決算書）との整合性が取れていない。
- ②補助金の実績報告書と法人の決算資料で差異が生じている。やむを得ず実績報告後に決算額の修正が必要となった場合において、所管課への報告や協議がされていない。
- ③支出総額から市補助金を差引いた収入額をすべて自己財源として実績報告している。補助対象経費にかかる特定財源を収入として計上しない場合、過充当の疑義が生じてくる。

団体においては、法人資金の収支計算や経費配分を明確にし、適正に書類作成を行うこと。また、所管課においても事業内容や収支決算の審査を徹底すること。

##### (2) 補助事業等の変更等について【財政援助団体・所管課】

交付申請書の収支予算書と実績報告書の収支決算（見込）書の経費の配分が大きく変更されている。鯖江市補助金等交付規則第6条第1項第1号の規定により、補助事業等の内容または経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、同規則第8条の規定による変更承認の手続きが必要である。事業内容等を精査し適正に処理すること。

#### 2 改善事項

##### (1) 補助対象経費の仕分けについて【財政援助団体・所管課】

団体から提出された各事業の実績報告書の収支決算報告書において、補助対象経費の科目区分に仕分けされていないもの、補助対象事業以外の経費を含めているもの、事業内容や成果報告が不足しているもの等が見受けられた。また、所管課の審査において、補助対象経費の認定誤りや、事業内容や成果の確認不足が見受けられた。適正な経費および事業内容の把握に努められたい。

#### 3 意見

##### (1) 法人経営に係る中長期的な経営計画等の策定について【財政援助団体・所管課】

法人運営事業において、令和4年度から令和6年度の3年間に人件費を主とした補助金

額の増額を行っているが、中長期的な経営計画や人材確保・人材育成・人員配置適正化に係る計画等が策定されていない。今後の法人経営において、財務状況を見極めながら、必要に応じて事業の見直しを行うなどした事業経営改革に取り組み、補助金等により実施する事業効果を検証し、適正かつ公平な支出監理に努め、行政とのパートナーシップを構築していただきたい。